

JCIE休眠預金等活用事業
外国ルーツ青少年の教育スタート支援
オンライン説明会
(説明会資料)

公益財団法人 日本国際交流センター



本日の流れ

1. はじめに
2. 公募内容
3. 選定基準と審査について
4. 公募申請書類について
5. 今後のスケジュールについて
6. 質疑応答

1. はじめに

(JCIEと休眠預金事業について)

1. はじめに①

■ 日本国際交流センター(JCIE)について

1970年の設立以来、民間外交のパイオニアとして、非政府・非営利の立場から政策対話、国際協力を推進する公益法人。

東京とニューヨークを拠点に、外交・安全保障、民主化とガバナンス、国際保健、女性のエンパワメント、グローバル化と外国人財など、多角的なテーマに取り組む。

- 3つの事業領域 -



×



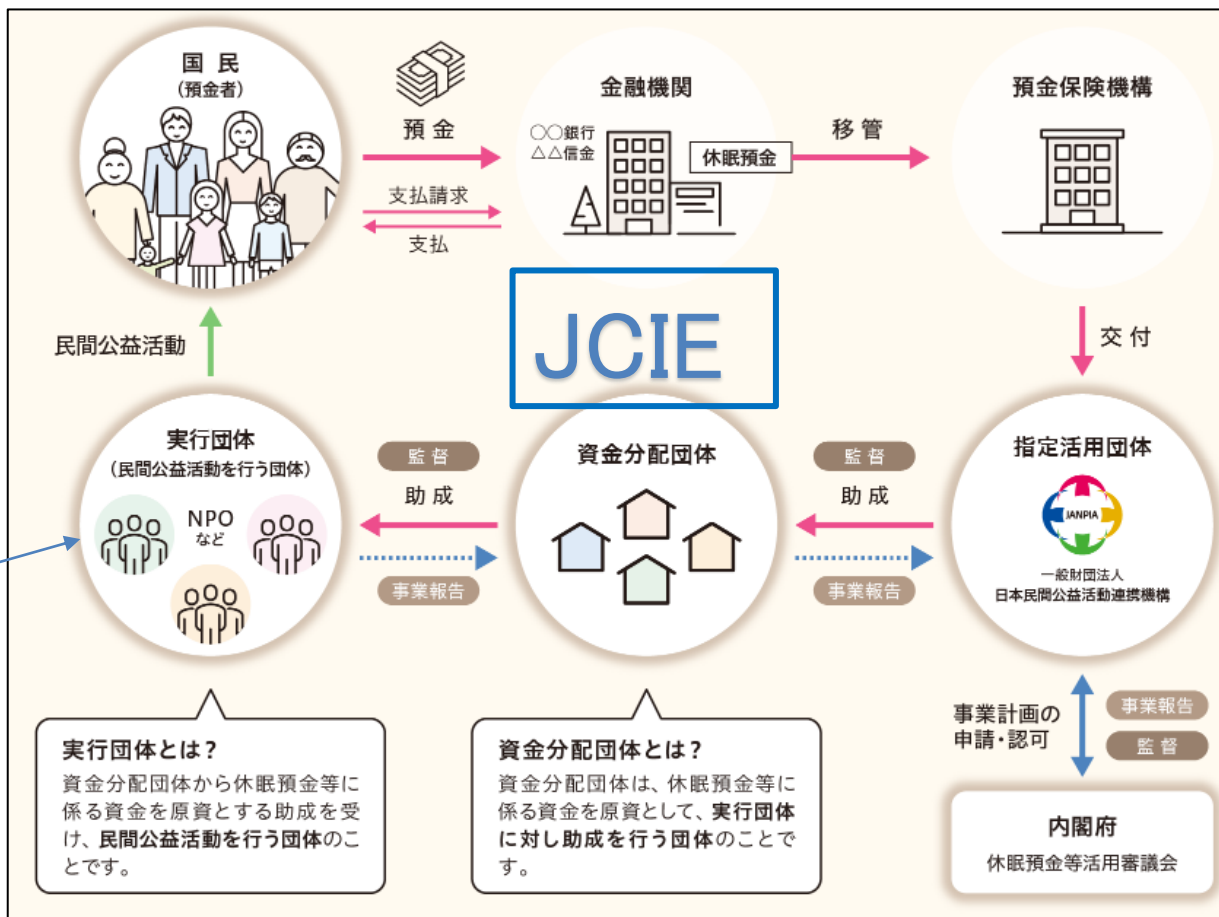
×



1. はじめに②

■休眠預金等活用事業とは

2018年1月1日に全面施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度。



* JANPIAウェブサイトから引用

1. はじめに③

■ 休眠預金等活用事業への申請資格

- 1) 公募要領の主旨と内容に沿って、民間公益活動を行う意思のある団体。
- 2) 定められたガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体。
- 3) 過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体。

但し、以下は助成対象外となります。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体
- ⑨ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - ・ 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

2. 公募内容 (目的・対象とする事業など)

2. 「外国ルーツ青少年の教育スタート支援事業」

新規来日や再入国をした外国にルーツを持つ子どもをはじめ日本に暮らす外国ルーツ青少年が、教育システムに包摂され、将来の進路・キャリアを考えていけるような環境作りを目指す事業。

コロナ禍にて、日本に入国する、暮らす外国ルーツ青少年の数的変動、
外国ルーツ青少年の悩み・ニーズの多様化、
地域・学校での支援体制環境の変化など



教育の場につながりにくい、つながっていても適切な支援が受けられない状況
に置かれている外国ルーツ青少年



ニーズを踏まえた適切なサポート・
サービスの提供、連携の仕組み作りなど

外国ルーツ青少年が国境・地域を超えた移動や言葉の壁などにより
学ぶ機会が奪われることなく、自分の進路・キャリアを描いていく

2. 助成対象事業

■ 対象とする地域：全国

■ 対象とする事業

1. 新規来日など地域に新たに移住してきた外国ルーツ青少年とその保護者を対象とした情報提供、行政手続き、初期日本語等の初期適応支援活動
2. コロナ禍での学校の休校・再開などにより学習や、学校生活への適応などにおいて課題を抱えている外国ルーツ青少年を対象とした適応支援活動
3. 学校に通っていない外国ルーツ青少年を対象とした就学支援活動
4. 地域の外国ルーツ青少年の就学、進路決定等に必要な情報発信体制の整備、支援の質の向上に向けた地域内・外のステークホルダーとの連携による事業運用の体系化、効果的なアウトリーチ方法の開発に資するプログラム

※ 1～3いずれかに限定した活動よりは、4と組み合わせた活動や、
地域・分野・団体間の連携・協働による事業を期待

2. 助成対象事業の例（イメージ）

- ▶ **新規来日**の外国ルーツ青少年を対象としたプレクラス等の**初期指導教室の運営**
- ▶ **母語による指導**を取り入れた日本語・教科学習支援プログラム
- ▶ 母国で義務教育終了後に来日する等学齢を超過した外国ルーツ青少年を対象とした**進学プログラム**
- ▶ 就学に必要な**情報提供・発信**プログラム
- ▶ 地域での**就学支援体制作り**のための活動 など

**外国ルーツ青少年のニーズに対応し、
学びの機会を保障するための活動**

2. 対象団体・期間・助成額など

■ 対象団体：民間公益活動を行う団体

- ・法人格の有無や法人の種類は問いませんが、事業体制やガバナンス・コンプライアンスの要件を満たす必要があります。
- ・過去に申請にかかわる活動実績を有することが望ましい（新規事業による申請も可）

■ 対象期間：2023年3月中旬（予定）から2024年2月末まで

■ 助成総額：8,000万円

■ 助成額及び採択団体数：一団体当たりの助成額は800万～1,500万円で、5～6団体を採択予定

■ 公募締切：2023年3月7日（火）17時迄（電子メールで申請）

- ・押印書類、登記事項証明書等の原本が必要な書類は締切までに別途郵送
- ・申請する可能性がある場合は、役員名簿を2月21日（火）までにご提出

2. その他

予 算：事業費（直接経費） 管理的経費の2区分
管理的経費は、助成額の20%を上限

経 理：無利息口座（決済専用口座）を開設※
入金は契約締結後速やかに実施予定
助成金は半年ごとの支払い
契約助成期間内に発注・支払いを行うこと

報 告：半期実績報告、事業終了後2週間以内に終了報告

その 他：評価の実施
申請後に申請内容の概略を、選定結果を採択の可否にかかわらず情報公開することの承諾

※実行団体向け
積算の手引き

※実行団体向け
精算の手引き

参照

3. 選定基準と審査について

3. 選定基準について

選定基準

1	事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。事業実施予定地のニーズに応えた支援であるか。目的や成果につながる活動計画となっているか
2	実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か。事業実施予定地における既存の組織や仕組みを最大限に尊重した支援であるか。地域の文化や人びとの思いを尊重した支援であるか
3	継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
4	波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながる事が期待できるか
5	連携と対話	事業実施予定地の既存の団体や自治体、多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
6	ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を備えているか。社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
7	先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか

3. 審査について **重要**

・7つの審査基準の意識等（重視する基準）

1 事業の妥当性

→環境・課題分析や、事業対象者の具体的な状態・ニーズの把握、事業計画の整合性等を見る。

2 実行可能性

→事業実施体制や、計画・予算の適正性等を見る。

3 継続性

→助成終了後も、事業を継続していくための計画の具体性及び現実性、発展性が期待できるか等を見る。

4波及効果

→事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか等を見る。

5連携と対話

→事業計画や実施における多様な関係者との協働の機会をもっているか等を見る。

6ガバナンス・コンプライアンス

→規程類の整備状況やこれまでの活動状況等を見る。

7先駆性（革新性）

→公的サービスとの差別化や社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するかを見る

4. 公募申請書類について

4. 公募申請書類について①

※応募者情報登録フォームに登録後に、お伝えするURLからダウンロードしてください。

書類名	留意点
(様式1) 助成申請書	押印したものをスキャンして提出 (PDF)
(様式2-1) 団体情報	
(様式2-2) 活動実績書	自由書式
(様式3-1) 事業計画書	
(様式3-2) 事業計画補足	自由書式
(様式3-3) 申請事業スケジュール	自由書式
(様式4) 資金計画書	管理的経費は、助成額の20%を上限 詳しくは「積算のてびき」「精算のてびき」をご覧ください。
(様式5) ガバナンス・コンプライアンス 体制状況確認書	
(様式6) 役員名簿	※応募をご検討の団体は速やかに提出ください。パスワード必須
(様式7) 申請書類チェックリスト	

コンソーシアムについては、別途協定書、誓約書があります。

4. 公募申請書類について②

書類名	留意点
定款	定款の作成義務のない団体は、設立趣意書など団体の設立目的や日付がわかるものを提出してください。
登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。 無い場合は、団体設立の年月日、役員の就任年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの。
事業報告書	直近3年分。設立3年未満の団体は、提出可能な期間分。
団体の直近年度の財務諸表	貸借対照表、損益計算書（活動計画書、正味財産増減計画書、収支計算書等） 設立3年未満の団体は、提出可能な期間分。
規程類	（様式5）ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書の「根拠となる規定類、指針等」に記載された規定類をすべてご提出ください。
その他参考資料	団体のパンフレットや、申請事業に関連する活動を記録するものなど。

4. 資金計画作成における留意点①

1. 管理的経費

- ・助成額に対する比率は、助成額の20%を上限とします。
- ・管理的経費とは、一般管理費を想定して経費（管理部門などの管理経費、事務所の家賃、活動を実施するための調査費など）のことです。

2. 直接事業費

- ・事業の実行に必要なかどうか（合理的な説明ができるかどうか）が重要です。
- ・支出可能な経費として、事業にかかわる人件費、事業のための旅費、有償ボランティア、事業にかかわる広報費、教材などの購入費など
- ・支出が難しい経費として、体験プログラムなど参加者への支援金や交通費の支給などがありますが、例外もありますので、個別にご相談ください。

4. 資金計画作成における留意点②

3. その他（推奨）

- ・会計事務のための経費（管理的経費に計上）
：経費状況の報告などの事務負担がありますので、外部への委託なども含めてご検討ください。
- ・組織基盤強化・環境整備に関する経費（管理的経費に計上）
：ガバナンス・コンプライアンスの強化や、ファンドレイジングの強化、支援の質の向上のための職員の研修等に係る経費など、出口戦略と関連付けてご検討ください。
- ・振込手数料
：事業にかかわる経費は、事業用の指定口座から振込・振替などで対応することが基本となります。なお、現金による支払は可能ですが、現金の引き出しに制限がございます。

4. 事業計画作成における留意点

1. 「事前評価」に基づく事業計画が必要です。

・課題の分析

：環境分析、ニーズ分析に基づく事業の必要性、妥当性の説明、検証
→何が課題で、その課題のため解決のためにどのような活動が必要か

・事業設計の分析（セオリーの分析）

：「活動→アウトプット→アウトカム」のロジックの説明、検証
→事業の目標がどのようになぜ起こるのか

2. 進捗管理、事後評価が必要です。

・実施状況の分析（プロセス評価）

：資源の投入状況や、活動状況、ニーズの変化などの把握
→計画通りに行われるか、状況に応じて柔軟に対応できているか

・事業による結果、成果・効果の分析（アウトプット、アウトカム評価）

：実施状況（アウトプット）を中心にしつつ、受益者への変化など成果・効果（アウトカム）に最も直接する指標などを優先順位をつけて把握

4. ガバナンス・コンプライアンス体制状況確認書

1. 背景

組織のガバナンスやコンプライアンス体制の確立や
活動の透明性の維持のための情報公開

2. 具体的な対応

JANPIA提示の「体制整備にあたってのポイントとなる事項」
(59項目)

- ・STEP1：資金提供契約締結までに整備完了が必要
→総会の運営、理事会の構成・運営、経理など
- ・STEP2：契約期間中に整備完了が必要
→報酬・給与、監査、情報公開、事務局、利益相反防止、倫理など

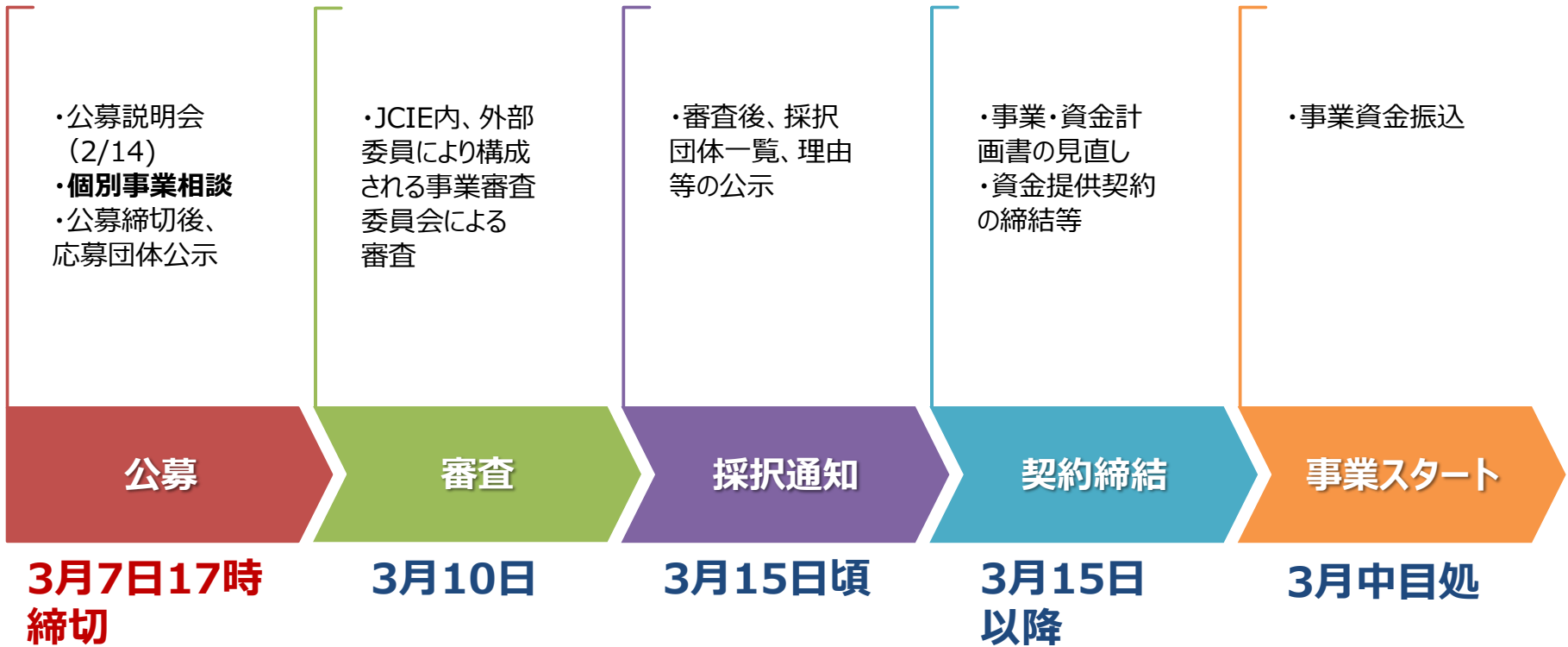
※規定類の整備にあたっては、JANPIAやJCIEのガバナンス・コンプライアンス関係の規定類もご参考いただけます。

また、ひな型が提供できる規定もありますので、お問合せください。

5. 今後のスケジュールについて

5. 今後のスケジュールについて① (変更の可能性あり)

採択前のスケジュール



5. 今後のスケジュールについて②（変更の可能性あり）

採択後のスケジュール

2023年									2024		年	
3～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※入金 (6か月分)			*事業期間									
						※中間事業進 捗報告					※事業報告 ※経費精算 報告	
							※入金(残り)					

※定例面談等により一緒に進捗管理を行います。
月次報告（経費報告）により資金管理を行います。

6. 質疑応答

申請を検討している場合は、事前相談いたしますので、
メールで早めにご連絡ください。

宛先：youth@jcie.jp